

企 政 第 1 5 4 1 号
令和 2 年 2 月 2 8 日

市 町 村 長 様

大阪府知事 吉村 洋文

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
(施設の休館等) について (依頼)

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、府では「大阪府新型コロナウイルス対策本部」を設置し、関係部局で情報を共有するとともに、医療機関や関係機関と連携し、感染拡大の防止に向けて取組を進めています。

市町村の皆様には、政令市・中核市の保健所をはじめ、対応にご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、府においては、先般、感染拡大防止に向けた対策として、府主催のイベント等に関する対応方針（別添参考資料）を決定するとともに、府内市町村及び事業者に対して協力を依頼させていただいたところです。

今般、国内の感染状況を踏まえ、急激な感染拡大のリスクに備えるため、府有施設の休館等に関する対応方針（別添）を決定しました。

貴市町村におかれましても、府の方針の趣旨をご理解いただき、できる限りの対応についてご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

別 添 府有施設の休館等について（府方針）
別添参考資料 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について
(令和 2 年 2 月 19 日付け医対第 3556 号)

(問い合わせ先)
大阪府政策企画部 企画室政策課 藤本
06-6944-6784 (直通)
06-6941-0351 (代表) 内線 2029

府有施設の休館等について

(基本方針)

- ・府有施設のうち、不特定多数の方が集まる屋内の集客施設については、当面、3月20日までの間、原則、休館とする。
- ・上記を踏まえた、各府有施設における具体的な対応は、施設所管部局において速やかに決定する。
- ・上記方針について、市町村への協力を依頼する。

○ 休館等の対象外(例)

- ・貸会議室・貸館・会議場、体育館

(ただし、当該施設でのイベント等については、2月18日の決定の通り。)

(参考) 2月18日の対策本部会議での決定

- ・当面、1か月間(3月20日まで)は、府主催の府民が参加するイベントや集会を原則、開催中止又は延期。
- ・市町村及び事業者に対しては、できる限りの対応についての、ご協力を依頼。

- ・公園(=屋外。ただし、公園内の上記に該当する屋内施設等は休館。)

- ・その他、屋外施設(野球場、テニスコート等)

※ 指定出資法人等の施設の扱いについては、指定出資法人の判断。